

会則

1 会の名称・代表者名 および所在地

以下のとおりとする。

名称：宝塚発達コミュニティ『花』

所在地：兵庫県宝塚市中野町 4-25 さんかくカフェ内

代表者名：小林 光里

設立年月日：2016年3月1日

2 目的

この会は発達障害及びその周辺の発達に凸凹があり、サポートを必要とする子どもを持つ親を対象に、より良い家庭療育のための勉強会や居場所作り、情報提供をし、子どもと親を取り巻く周辺の人達と関係諸機関に理解と協力を呼びかけ、親も子も主体的に充実した暮らしを送ることができる社会作りを目的とする。

3 理念

- ・発達に特性のある本人を尊重し、本人と家族が地域の中で豊かに暮らせる共生社会の実現のために活動しよう。
- ・親も子も一人ひとりが主人公として自分の人生を生きよう。

4 会員

1. 自閉症スペクトラムをはじめとする発達障害の子どもを持つ親と支援者を個人メンバーとし、支援者・支援団体の法人サポーターで構成される。

すべての会員は子どもたちが社会の中でより良く生きていけるための啓発活動や情報提供を積極的に行う。

1-1. 個人メンバー

個人メンバーは、理念に賛同する発達に凸凹のある子を持つ親及び個人の支援者とする。会の主催する行事を主体的に運営し、活動し、会の発展においてその責任を負う。会の活動に際しては全ての会員の自己責任とする。役員はその責任を負わない。

個人メンバーは、非公開を含む交流会・講習会・講演会に会員参加費にて、優先的に参加できる。さんかくカフェでの飲食 5%引き優待が受けられる。(同会計に限り家族、友人等にも適応される) また、専門家も在籍する非公開のLINE グループに参加できる。

1-2. 法人サポーター

法人サポーターは、この会の主旨に賛同する団体・企業とする。公開の交流会・講演会に参加できる。参加費については社内の全員に会員価格が適用される。同法人内の職員・社員を 5 名まで LINE グループに参加出来る。常識的な範囲でLINE グループでの広報活動ができる。

1-3. 非会員

非会員でも公開の交流会・講習会・講演会等に参加できる。一般の参加費となる。

2 年度

- ・ 1月1日から12月31日までを単年度とする

3 年会費

- ・ 個人メンバー 2,000 円/一口 (一口以上)
- ・ 法人サポーター 20,000 円/一口 (一口以上)
- ・ 非会員 なし ただし特典は受けられない
- ・ 年度途中で会員申請があった場合でも単年度内の会費が適用される(月割制度なし)

4 会員は自身の無理のない範囲で役割を分担すること。

5 退会

- ・ 退会届を代表に提出し任意に退会することができる。
- ・ 本人が死亡した場合。
- ・ 迷惑行為、運営を著しく妨げるような行為、その他当会が不適当と判断した場合。
- ・ いかなる理由においても年会費の返金はしない。

6 入金

- ・ 申し出があってから2カ月以内手渡しまたは振込により入金する
振込先 みなと銀行 逆瀬川支店 普通 1725183 ハナ オヤノコミュニティ
- ・ 手数料は会員負担とする

5 活動

- ・ 総会は年1回開催し、活動計画、予算、役員の改選、会則の改定などを行う。
- ・ 交流会及び学習会などを月1~2回開催する。
- ・ 会員相互の親睦をはかる。
- ・ 障害児・者の理解のための啓発活動を行う。
- ・ 随時関係諸機関への連携の働きかけを行う。
- ・ Webでの情報発信を行う。
- ・ 会員向けのLINEグループで会員の交流、情報発信を行う。
- ・ その他目的を達成するための事業を行う。

6 役員

本会は代表1名、運営5名までを置くものとする。その他、サポーターを置き、会員一人ひとりがこの会の一員として活動する。

任期は永年とする。申出により交代する。

代表 小林 光里

運営 奥野 麗華、内田 奈々美、磯部 愛

(職務)

1. 代表 この会を代表し、その業務を統括する。
2. 会計 会の出納管理をする。
3. 連絡 関係各所との連絡調整業務を行う
4. 名簿 会員の名簿管理を行う

(役員報酬)

運営活動に関わる通信費、交通費等経費分として月額 500 円を年度最終月（12 月）にまとめて支払う。途中から運営に加わった人については翌月より換算する。

7 会計

この会の会計年度は 1 月 1 日より翌年の 12 月 31 日までとする。

この会は各行事の会費と交流会参加費その他寄付金、助成金などによって運営する。

8 会則の変更

本会の会則は随時必要と認められる時に改めることができる。

9 記録

1. 会員、役員などの名簿。
2. 年間プログラム、活動、行事、記録。
3. 助成金、会計帳簿等。
4. 会計帳簿は永久保存すること。

10 個人情報の取り扱い

会員入会時に記入いただく個人情報については、郵便物の送付、交流会等の名簿作成、会費の管理など会に関わる事柄のみに使用し、個人情報に関する法令に則り適正に管理する。個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等について適切かつ合理的な安全対策を講じるとともに、万一の発生時には速やかな是正措置を実施する。退会時には速やかに削除・破棄する。

11 相談・苦情

役員が相談（苦情）は、メール、文書などで受付ける。解決責任者が真摯に対応し、話し合い、解決に努める。解決が困難である場合は、第三者委員へ助言や立ち合いを求める事が出来る。

苦情解決第三者委員 NPO 法人ハートフル 精神保健福祉士 坂本茉衣子

附則

本規約は、2019 年 1 月 1 日より発効とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表 小林 光里